

学友会監査委員会規約

(組織)

- 第1条 ① 中央執行委員会は、独立した機関として監査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- ② 委員会は、渋谷・日野それぞれのキャンパスの執行委員会及び、文化部連合会、体育連合会、常磐祭実行委員会から各1名ずつ選出された監査役員により構成され、委員長は12月に行う選挙によって公選する。

(活動)

- 第2条 委員会は次の活動を行う。
- ① 原則として4月下旬に各団体の監査を行う。
- ② 学友会員から各委員会又は各委員に対し不信任が提出された場合には、委員会は綿密な調査の上、各キャンパスの執行委員会に報告する。
- ③ その他一切の監査を行う。

(招集)

- 第3条 ① 委員会は、原則として年1回招集する。その他、必要がある場合は臨時にこれを招集することができる。
- ② 委員会は委員長が招集し、議長となる。

(成立基準)

- 第4条 委員会は委員の過半数の出席を以て成立する。委員会を止むを得ず欠席する場合は委任状を提出することができる。但し、委任状数は委員会成立要件の1/2以内とする。

(裁量)

- 第5条 委員会の議決は出席委員の過半数を要し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(自治)

- 第6条 委員会は、学生委員会及び渋谷・日野キャンパスそれぞれの学生大会以外のいかなる委員会の干渉も受けない。但し、監査基準の取り決めに関しては、本委員会で決議し、中央執行委員会の承認を得る必要がある。

(改廃)

- 第7条 この規約の改廃は、学生大会の議を経るものとする。

附 則

この規約は2003年5月30日から施行する。

附 則

1985年4月1日施行の学友会監査委員会規約は、これを廃止する。

附 則（2014年4月1日）

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則（2016年4月1日）

この改正規約は2016年4月1日から施行する。